

品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」の改正、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」の公表並びに関連する監査基準委員会報告書等の改正について

常務理事 志村 さやか

日本公認会計士協会（品質管理基準委員会及び監査基準委員会）では、2022年6月16日に開催された常務理事会の承認を受けて、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」の改正並びに品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」を公表しましたのでお知らせいたします。

今回の改正等は、企業会計審議会から2021年11月に公表された「監査に関する品質管理基準」の改訂内容を反映させるものであり、各報告書の概要につきましては、別添の参考資料をご参照ください。

なお、今回の改正後の品質管理基準委員会報告書第1号及び監査基準委員会報告書220については現行の品質管理基準委員会報告書第1号及び監査基準委員会報告書220からの大幅な項目の追加・削除等を行っているため、新旧対照表は作成していません。

（注）品質管理基準委員会報告書第1号のA24項につきましては、改正後の倫理規則の記載に基づくものであるため、同報告書公表後も倫理規則の改正後に適用される項となります。

【適合修正対象】

監査基準委員会報告書200「財務諸表監査における総括的な目的」

監査基準委員会報告書210「監査業務の契約条件の合意」

監査基準委員会報告書230「監査調書」

監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」

監査基準委員会報告書300「監査計画」

監査基準委員会報告書315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」

監査基準委員会報告書500「監査証拠」

監査基準委員会報告書540「会計上の見積りの監査」

監査基準委員会報告書600「グループ監査」

監査基準委員会報告書610「内部監査人の作業の利用」

監査基準委員会報告書620「専門家の業務の利用」

監査基準委員会報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」

監査基準委員会報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」

監査基準委員会報告書900「監査人の交代」（※）

監査基準委員会報告書910「中間監査」（※）

監査基準委員会研究報告第2号「金融商品の監査における特別な考慮事項」

（※）監査基準委員会報告書900「監査人の交代」及び監査基準委員会報告書910「中間監査」については各報告書の公開草案公表時点以降に適合修正すべき項目が検出されたため、今回適合修正対象に追加しております。

各報告書の検討に当たっては、2022年3月23日から5月16日までの期間にわたり公開草案を公開し、広く意見を求めました。公開草案に寄せられた主なコメントの概要とその対応も併せて掲載しておりますのでご参照ください。

以 上